トイレ内に設置する消耗品を無償提供するデバイスに添加等する広告物について

国土交通省　道路局　路政課　道路利用調整室

Q　道路上に広告物を設置することはできますか。

A　直轄国道上においては、地域において行っている公共的な取組み（道路の清掃や美化活動、街灯、ベンチ、上屋等の整備または維持管理、防災・観光情報等の公共的な情報の発信など、道路利用者の利便性の向上、地域の活性化や賑わいの創出等に寄与する活動）を行う場合であって、かつ、当該取組みに要する費用の一部に充当する場合に、広告物を設置できる仕組みがあります※。

※　地域における公共的な取組みに要する費用への充当を目的とする広告物の道路占用の取扱いについて（平成 20 年 3 月 25 日付け国道利第 22 号国土交通省道路局長通知）

Q　その仕組みを創設した経緯はどのようなものでしょうか。

A　地域において自主的に道路利用者の利便性向上や、魅力ある街並みの形成を図ろうとする取組みが増加しており、また、地方公共団体と地域住民等が一体となってイベントを実施することで、地域の活性化等に取り組もうとする事例もあります。そのような取組みが高い公共性を有する一方で、必要な費用が不足するケースがあり、道路空間において広告物を設置することに対する社会的なニーズが高まってきていることを背景に、現在のスキームを創設しました。

Q　広告物の設置が主たる目的ではないということでしょうか。

A　道路利用者の利便性の向上、賑わいの創出等に寄与する地域における公共的な取組みを行う場合、その取組みが高い公共性を有する一方、それに要する費用が不足し、そのための費用を捻出する手段が他にないなどの場合に、広告料を充当するために道路上への広告物設置を認めることとしております。

なお、地域における公共的な取組みに要する費用の全てを広告料によりまかなうことは当仕組みの趣旨ではなく、道路管理者としては、広告物が必要以上に設置され、道路環境や景観に支障が生ずることがないよう、十分配慮する必要があります。

Q　その広告料を充当する物件は決まっていますか。

A　街灯、ベンチ、バス停留所に設置される上屋、公共サイン、路上変圧器、トイレ内に設置する消耗品を無償提供するデバイス（以下、「デバイス」という）などに充当する取組を行っています※。

※　地域における公共的な取組みに要する費用への充当を目的とする広告物の道路占用の取扱いについて（平成 20 年 3 月 25 日付け国道利第 24 号国土交通省道路局路政課長通知）

Q　デバイスに広告物を添加することを可能とした背景等を教えてください。

A　施設管理の現場において、利便性向上に関する様々な取り組みがなされていますが、トイレ内に設置

するデバイスは、消耗品を無償提供するため、道路利用者であるトイレ利用者の利便性向上に繋がるものであることから、今回、新たにデバイスへの広告物の添加を可能とすることとしたものです。

Q　消耗品を無償提供するデバイスには、どのようなものが想定されますか。
A　例えば、生理用品等の消耗品を排出するディスペンサー等が想定されます。

Q　広告物の設置場所、設置方法に決まりはありますか。
A　広告物の設置場所はデバイスを設置するトイレ内としています。また、設置方法は、落下等のおそれがないように堅固に設置するほか、落下、老朽、汚損等により美観を損ない、又は公衆に危険を与えるおそれのないものであることとしています。

Q　広告物の掲示内容について決まりはありますか。
A　広告物は、音声を用いたものではないこととしています。また、表示内容は公序良俗に反するものではないこと、屋外広告物条例の許可を受けたものであることとしています。

Q　その他広告物の設置に当たって留意すべき点はありますか。
A　広告物の落下、はく離、老朽、汚損等がないように定期的に点検等を実施するとともに、落下等が生じた場合には速やかに改修等の措置を行うことが求められます。